

1日付通達10225/BYT-DP「COVID-19ワクチンの基本接種と再接種」の内容に、12月17日の越保健省からの追加情報を加えた内容（主な追加内容は下線）。

## 1. 追加接種

（当館注：越国内での「追加接種は、日本における「追加接種」とは異なり、基本接種の1部である。）

### （1）対象者

ア 18歳以上の者。なお、中等症以上の免疫不全疾患（例：臓器移植、悪性腫瘍、HIV。）を有し、かつ、免疫抑制治療薬を過去6ヶ月以内に使用されている基本接種を充分量接種（ワクチン類によって1回、2回、3回接種とする）した50歳以上の者を優先する。

イ 基本接種をシノファーム又はSputnikで実施した者。

（2）ワクチンの種類：基本接種と同様の種類又はmRNAワクチン。

（3）接種間隔：基本接種の最後の接種後、28日以降及び3ヶ月以内に1回接種する。

（4）追加接種を完了したことをもって、基本接種が完了したとみなされる。

## 2. 再接種

（当館注：日本における「ブースター接種」に類似。）

（1）対象者：18歳以上の者で、基本接種又は追加接種を充分量接種した者。なお、基礎疾患を有する者、医療施設において長期にわたる治療を必要とする者、50歳以上の者、COVID-19患者の治療や検査に直接従事する医療従事者を優先とする。

### （2）ワクチンの種類

ア 基本接種又は追加接種が同一のワクチンで実施された場合：再接種は同一種類のワクチン又はmRNAワクチン。

イ 以前に異なるワクチンを接種した場合：再接種はmRNAワクチン。

ウ 基本接種又は追加接種のいずれかがシノファームの場合：同一のmRNAワクチン、アストラゼネカワクチンのいずれか。

(3) 接種間隔：基本接種又は追加接種後，3ヶ月以降（当館注：以前の通達では6ヶ月以降と記載されていたものが訂正。）に1回接種する。

4. 追加接種及び再接種に用いるワクチンは，越保健省に認められたワクチンのみ。

5. 追加接種及び再接種に用いる量は，越保健省が承認されたワクチン製造会社の使用ガイドラインに従う。

6. コロナに感染した者は，回復後直ちにワクチンを接種する。

(引用元)

<https://suckhoedoisong.vn/bo-y-te-huong-dan-moi-nhat-ve-tiem-vaccine-phong-covid-19-lieu-bo-sung-va-nhac-lai-169211217153802624.htm>